1 F	66
1 G	374
2 A	356
2 B	267
2 C	90
2 D	178
2 E	207
2 F	163

2　表示事項等

2－1　表示事項

ショーケースのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名又は形名

ロ　区分名

ハ　冷却内容積

ニ　製品奥行き寸法

ホ　エネルギー消費効率

ヘ　製造事業者等の氏名又は名称

2－2　遵守事項

⑴　2－1のハに掲げる冷却内容積は、ＪＩＳ　Ｂ8631－2（2011）付属書ＪＢに規定する冷却内容積をリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値の±3％又は±1リットルのいずれか大きい方とする。

⑵　2－1のニに掲げる製品奥行き寸法は、ミリメートル単位で表示すること。製品奥行き寸法及び天奥行き寸法が異なる場合は、製品奥行き寸法及び天奥行き寸法を表示すること。

⑶　2－1のホに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第5下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。

⑷　2－1に掲げる表示事項の表示は、本体の見えやすい箇所に表示すること。その際は、本体に直接記載、又は容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。また表示は容易に消えない方法により行うこと。

⑸　3のただし書きにより測定したものについては、その旨を記載するとともに、実際の使用時にはエネルギー消費効率として表示されている年間消費電力量より増加する旨を記載すること。

3　エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は、ＪＩＳ　Ｂ8631－2（2011）付属書ＪＡに規定する試験方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれ周波数で測定した数値のうち大きいもの）（単位　キロワット時毎年）とする。ただし、加温機能等の付加機能を有するショーケースにあっては、付加機能のない標準製品の性能により測定することができる。

附　則

1　この告示は、平成二十九年三月一日から施行する。ただし、2の規定は、平成三十年三月一日から施行する。

2　2の規定は、この告示の施行前に製造又は輸入されたショーケースについては、適用しない。

○東北地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千九百五十一号南陽都市計画、高畠都市計画西部都市下水道事業最上川流域下水道（置賜処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十五年十二月二十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第十五号山形広域都市計画道路事業三・四・二百七号山形老野森線

三　事業施行期間　自平成十六年三月十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年東北地方整備局告示第三号山形広域都市計画道路事業三・二・五号旅篭町八日町線

三　事業施行期間　自平成二十三年一月五日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年東北地方整備局告示第百三十八号寒河江都市計画道路事業三・四・十一号柴橋日田線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月二十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし